平成２７年（ヒ）第２号
高知県宿毛市宿毛5387番地101
清算株式会社　株式会社丸（旧商号有限会社あさひ）
代表清算人　武久　一郎
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（ヒ）第１００３号
福岡県春日市大字下白水207番地１
清算株式会社　株式会社九州カンツリー倶楽部
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（ヒ）第１００２号
福岡市博多区山王１丁目10番27号
清算株式会社　株式会社タカツ商事
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

監督命令

平成２８年（再）第１号
宮城県石巻市万石町３番23号
再生債務者　株式会社シンコー
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　仙台市青葉区一番町１丁目17―24　高裁前ビル４階　ひかり法律事務所　弁護士　佐藤　美砂
平成28年２月26日
仙台地方裁判所第４民事部

再生手続開始

平成２８年（再）第１号
茨城県桜川市真壁町下谷貝2016番地３
再生債務者　真壁コンクリート株式会社
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月28日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年５月２日から平成28年５月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

再生計画認可

平成２７年（再）第５号
愛知県豊田市大坂町御堂前128番地３
再生債務者　エーアイテック株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年２月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再）第１号
和歌山県有田郡有田川町大字徳田1167番地の１
再生債務者　株式会社北村工作所
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成28年２月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（再）第２号
和歌山県有田郡有田川町大字庄31番地88、開始決定時の住所和歌山県有田市港町607番地
再生債務者　池永　　隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成28年２月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第２７号
長野市稲田３丁目36番30号
再生債務者　郷津　由巳
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月15日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月29日から平成28年４月５日まで
長野地方裁判所民事部再生係

平成２８年（再イ）第３号
愛知県田原市若見町新居36番地１
再生債務者　伊藤　浩幸
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月17日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月24日から平成28年３月31日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（再イ）第４号
埼玉県川口市南前川２丁目15番２―710号　前川町市街地住宅
再生債務者　氏家　　正
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月１日から平成28年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第１１号
さいたま市南区白幡１丁目５番18号　昭栄武蔵野ハイツ202
再生債務者　安井　貴次
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月１日から平成28年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第２５号
愛知県半田市旭町２丁目78番地１（住民票上の住所）名古屋市熱田区三本松町５番27号　神宮ハイツ101号
再生債務者　谷川　清文
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月25日から平成28年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第２６号
名古屋市中川区下之一色町字松蔭４丁目20番地　ファミリアーレ松蔭公園601号
再生債務者　熊谷　良一
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月25日から平成28年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第３７号
愛知県あま市七宝町川部丸田68番地３
再生債務者　宮本　俊洋
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月25日から平成28年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第４号
愛知県岡崎市百々町字池ノ入30番地175
再生債務者　佐藤　　拓
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月25日から平成28年４月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２８年（再イ）第４号
兵庫県川西市石道字芝向253番地の14
再生債務者　岸部　一之
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月１日から平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２８年（再イ）第１１号
札幌市豊平区月寒東２条３丁目４番10―405号
再生債務者　楠　　匡祐
1　決定年月日時　平成28年２月29日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月22日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月５日から平成28年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部